

耐震改修補助制度（Q & A）

令和8年7月21日更新

1 認定申請について

No.	Q	A
1-1	認定申請書は、どのタイミングで提出すればよいですか。	設計を始める前に提出してください。高知市が認定する前に設計の契約や着手をすると、指令前着手となり補助金をお支払いできなくなります。
1-2	認定申請書は、いつ提出してもよいですか。	年中受け付けています。
1-3	委任状は必要ですか。	建築士が申請を委任される場合は、委任状が必要です。
1-4	認定申請書の日付欄は、いつの日付を記入すればよいですか。	高知市へ提出する日を記入してください。
1-5	認定申請書の耐震改修所在地の「地番」には、字名も必要ですか。	不要です。記載していても差し支えありません。
1-6	登記簿や名寄帳の面積と現状の面積が異なる場合はどうすればよいですか。	増築部分が昭和56年5月以前のものか確認する必要があります。建築計画概要書や所有者への聞き取り等により、増築が昭和56年6月以降と判明した場合は、その部分の工事は補助対象外となります。なお、図面には増築範囲と年月を明記してください。昭和56年5月以前の増築である場合は、「建築年申立書」の提出をお願いすることがあります。
1-7	認定申請書の耐震改修設計見積額の欄には、評定料も含める必要がありますか。	必要です。設計費と評定料を合わせた金額を記入してください。
1-8	高知市の無料の一般診断を受けていますが、診断結果の添付は必要ですか。	添付は不要です。認定申請書の「一般診断の家屋番号」欄に診断を受けた年度と家屋番号を記入してください。

2 認定決定後の交付申請について

No.	Q	A
2-1	認定決定のお知らせが届き、設計契約をして耐震改修設計が完了しました。次に何をすればよいですか。	耐震改修設計が適切かどうか、認定機関に依頼して審査してもらう必要があります。認定依頼書と交付申請書をまとめて高知市へお持ちください。 (添付書類については建築指導課のHPに掲載している耐震改修マニュアルをご覧ください。)
2-2	交付申請書は、いつ提出してもよいですか。	予算があれば年中可能です。ただし、年度末(2月～3月)に提出される場合は繰越承認申請が必要となります。※『8 繰越承認について』を参照
2-3	認定依頼書も交付申請書も高知市へ提出するのですか。	本来は、申請者が認定依頼書を認定機関へ提出し、認定結果を交付申請書に添付して高知市へ提出することとなりますが、手順をワンストップで完了できるよう、両方をまとめて高知市へ提出できるようにしています。
2-4	交付申請書の日付欄は、いつの日付にすればよいですか。	認定依頼書と交付申請書をまとめて高知市に提出する場合、交付申請書はお預かりしている状態となります。交付申請書には認定結果を添付する必要があるため、認定結果の通知後に受付となります。そのため、日付は空欄のままとしてください。

3 評価について（設計後、工事後共通）

No.	Q	A
3-1	評価料はどのように支払えばよいですか。	評価を依頼する評価機関の指定口座へ評価料を振り込んでください。現金での支払いはできません。なお、各評価機関の口座情報は、認定決定のお知らせ通知（FAX 等）の下段に記載しています。振込手数料はご負担ください。
3-2	評価審査の進捗状況は、どこに問い合わせればよいですか。	高知市では進捗状況を確認できませんので、評価機関へお問い合わせください。
3-3	評価審査には、どれくらい日数がかかりますか。	おおむね 14 日程度です。ただし、不備の内容によって変わります。
3-4	評価内容に不備があった場合、連絡はありますか。	評価機関からメールや FAX 等で連絡がありますので、対応・回答をお願いします。
3-5	評価審査中に、評価機関を変更することはできますか。	原則できませんが、やむを得ない事情がある場合は高知市へご相談ください。ただし、評価機関を変更した場合、評価料の返金はありません。別途評価料が必要となります。また、補助金（設計・工事それぞれ）は 1 回分（19,800 円）のみです。
3-6	設計時の評価機関とは別の評価機関で工事の審査をできますか。	原則、同じ評価機関でお願いします。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。
3-7	評価審査が終わったら連絡はありますか。	評価結果通知は評価機関から直接高知市に届きます。その後、高知市で決裁を行い、2～3 日後に交付決定または額確定となります。お知らせ通知を FAX 等で送付します。

4 工事について

No.	Q	A
4-1	工事はいつから始めて良いですか。	交付決定のお知らせが届いてから工事契約をして工事を始めてください。交付決定前に工事の契約や着手をすると、指令前着手となり補助金をお支払いできなくなります。
4-2	工程表の提出は必要ですか。	現場検査のスケジュール調整に必要ですので、建築指導課へ工程表を提出してください。（FAX・メール可）
4-3	現場検査は抜き打ちで行われるのですか。	工程表をもとに、建築指導課から耐震診断士へ日程調整の連絡をします。検査には、耐震診断士の立ち会いをお願いします。
4-4	現場検査はどのように行われますか。	評定を受けた図面をもとに、現地で確認します。写真撮影や聞き取りも行いますので、ご対応をお願いします。

5 工事完了後の実績報告について

No.	Q	A
5-1	工事が完了しました。次に何をすればよいですか。	耐震改修工事が適切かどうか、評定機関に依頼して審査してもらう必要があります。評定依頼書と実績報告書をまとめて高知市へお持ちください。 （添付書類については建築指導課のHPに掲載している耐震改修マニュアルをご覧ください。）
5-2	実績報告書は、いつ提出してもよいですか。	年中受け付けています。ただし、2～3月に提出（評定機関の審査完了のもの）の額確定日は4月以降となり、補助金の支払も4月末以降となります。
5-3	評定依頼書も実績報告書も高知市へ提出するのですか。	本来は、申請者が評定依頼書を評定機関へ提出し、評定結果を実績報告書に添付して高知市へ提出することとなりますが、手続をワンストップで完了できるよう、両方をまとめて高知市へ提出できるようにしています。

5-4	実績報告書の日付欄と補助事業完了年月日欄は、いつの日付にすればよいですか。	評定依頼書と実績報告書をまとめて高知市に提出する場合、実績報告書はお預かりしている状態となります。実績報告書には評定結果を添付する必要があるため、評定結果の通知後に事業完了・受付となります。そのため、日付は空欄のままとしてください。
-----	---------------------------------------	--

6 補助金の支払について

No.	Q	A
6-1	補助金はいつ支払われますか。	実績報告（評定機関の審査完了のもの）が提出され、内容に不備がなければ、決裁後に額確定のお知らせ通知をFAX等で送付します。支払予定日（額確定から3～4週間後）を記載していますのでご確認ください。なお、代理受領しない場合は申請者の口座へ、代理受領する場合は各業者の口座へ振り込みます。
6-2	評定料の補助金はどのように振り込まれますか。	設計費および工事費の補助金に、それぞれ評定料（19,800円）を加えて振り込みます。なお、評定料を別口座へ振り込む等の対応はできません。

7 年度末の補助金の支払時期について

No.	Q	A
7-1	2月に工事が完了し、実績報告を高知市へ預けました。年度内の支払いは可能ですか。	年度内に支払いできるのは、1月末までに実績報告書（評定機関の審査完了のもの）が提出されたものに限ります。高知市に実績報告書を預けていても、評定機関の審査が完了していなければお支払いできません。支払いは4月末以降となります。

8 繰越承認申請について

No.	Q	A
8-1	実績報告を1月末までに提出できませんでした。何か手続は必要ですか。	繰越承認申請の手続が必要ですので3月末までに提出してください。繰越承認がされないと、補助金を受けることができません。 (建築指導課のHPに掲載している耐震改修マニュアルをご覧ください。)
8-2	繰越承認通知を受けました。実績報告はいつまでに提出すればよいですか。	繰越承認の期限は、その年の9月30日までです。必ずそれまでに事業を完了し、実績報告書(評定機関の審査完了のもの)を提出してください。

9 変更承認申請について

No.	Q	A
9-1	変更承認申請が必要なものは、どのような場合ですか。	工事の中止、補助金額の増額、補助対象経費(工事見積書)の30%以上の増減、申請者の変更(死亡した場合等)、工事業者の変更等がある場合です。なお、工事後の上部構造評点の最小値が1.0以上であれば、補強計画から下がっても申請は不要です。(最小値が下がることは必ず申請者にご説明をお願いします。)

10 見積書について

No.	Q	A
10-1	補助金の申請業務を経費として記載してよいですか。	補助金の申請業務は補助対象外のため、記載できません。
10-2	評定料はどこに記載すればよいですか。	設計および工事の見積書に、それぞれ評定料について記載してください。なお、評定料のみの見積書を作成してもかまいません。

10-3	リフォーム工事を一緒にするのですが、見積書に記載してよいですか。	記載してかまいませんが、補助対象(耐震)と対象外(リフォーム)を明確に分けてください。諸経費や値引き等と一緒にしてしまうと按分計算が難しくなるため、それらも分けてください。
10-4	工事見積書には、どの程度の内容を記載すればよいですか。また、数量はどのように記載すればよいですか。	耐震改修マニュアルに見積書の見本を掲載しています。最低限必要な項目を載せていますので、参考にしてください。 金物や柱・壁など数で表せるものは数量(〇個、〇箇所、〇㎡等)を記入してください。これら以外は一式でもかまいません。
10-5	評定審査中に見積の内容を変更し、見積額が変わりました。何か手続は必要ですか。	交付申請書に記載された金額が変更となるため、修正が必要です。なお、金額は二重線等で修正ができませんので申請書を再提出してください。
10-6	エアコンの脱着は見積書に計上していいですか。	耐震改修工事範囲内のエアコンや証明器具、その他これらに類するものの脱着は補助対象経費として見積書に計上してかまいません。ただし、処分に係る費用は補助対象外となります。

11 契約書について

No.	Q	A
11-1	設計契約書と工事契約書を一緒にしてもよいですか。	設計の契約日は認定決定後から、工事の契約日は交付決定後からとなります。そのため、設計契約書と工事契約書を一緒にすることはできません。
11-2	工事契約を結びましたが、工事内容の変更により工事金額も変わりました。変更契約書は必要ですか。	必要です。

11-3	契約書に評定料の記載は必要ですか。	記載がなくてもかまいませんが、契約額は必ず設計費または工事費に評定料を加えた金額にしてください。内訳があるとわかりやすくなります。
11-4	電子契約の場合、どのような書類の提出が必要ですか。	紙の契約書と同じ内容の部分をコピーして提出してください。また、電子契約書で発行される合意締結証明書等のコピーも提出してください。
11-5	リフォーム工事分も一緒になっていますが、問題ありませんか。	工事件名等がリフォーム工事のみになっている場合は、耐震改修工事も追記してください。なお、内訳には耐震改修工事とリフォーム工事（補助対象外）の金額を分けて記載してください。

12 領収書について

No.	Q	A
12-1	領収書に評定料の記載は必要ですか。	但し書きに「設計費（または工事費）及び評定料として」と記載してください。代理受領をする場合は、評定料の記載がなくてもかまいません。
12-2	設計と工事を合算した領収書でもかまいませんか。	かまいません。ただし、内訳に設計費と工事費を区別したものを記載してください。

13 認定ソフトについて

No.	Q	A
13-1	認定ソフトの有効期限が切れているものを使用してもかまいませんか。	使用できません。一般社団法人日本建築防災協会のホームページに「木造住宅耐震診断プログラム評価」で利用できるソフトと有効期限が掲載されています。ただし、すでに交付決定を受けている物件については、旧ソフトを使用できる場合があります。使用の可否は高知県によります。 日本建築防災協会⇒評価・判定⇒木造住宅耐震診断プログラム評価⇒評価実績

14 図面について

No.	Q	A
14-1	凡例を添付する必要がありますか。	添付してください。
14-2	屋根伏図は必要ですか。	屋根改修をした場合は、補助対象・対象外にかかわらず添付してください。また、面積の記載もお願いします。耐震改修完了後、申請者に発行する耐震改修証明書は、屋根を改修した場合も控除の対象とすることができますので面積の記載が必要です。
14-3	添付する図面は何が必要ですか。	位置図、配置図、平面図（改修前・改修計画・改修後）のほか、基礎図（基礎を改修する場合）や、新たな工法を取り入れた場合は詳細図等を添付してください。

15 現場写真について

No.	Q	A
15-1	どのような写真が必要ですか。	工事前後の建物外観写真が必要です。また、すべての補強内容が確認できる写真も必要です。補強内容の写真は、アップで鮮明に撮影してください。

15-2	写真を撮り忘れた箇所があります。	現地で確認している場合は、欄外に記入してください。 例：「柱頭金物 柱 30（い）写真なし。現地で確認済。診断士番号・診断士名」
------	------------------	--

16 補助対象となる住宅について

No.	Q	A
16-1	登記簿では昭和 56 年 8 月新築となっていますが、対象になりませんか。	建築計画概要書等の建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であれば、対象となる可能性がありますのでご相談ください。
16-2	倉庫として使用していましたが、改修して住宅にする予定です。対象になりますか。	現状が住宅でないものは対象外です。ただし、登記等が倉庫であっても、現状住宅として使用している事実が確認できれば対象となります。
16-3	ツーバイフォーやプレハブ住宅は対象になりませんか。	旧 38 条認定（※）を受けているものは対象外です。主にハウスメーカーが独自の構法で建築した住宅が該当します。 ※旧 38 条認定とは、建築基準法で想定していない新材料や構法の使用について、第三者機関の試験を受け、安全性などを証明することを要件として使用を認めていた制度です。
16-4	木造 3 階建ての住宅も対象になりますか。	対象となります。
16-5	鉄筋コンクリート造の掘庫の上に木造の住宅が建っていますが対象になりますか。	掘庫が基礎とみなせるものであれば対象となります。

17 その他

No.	Q	A
17-1	申請書の記入内容を間違えた場合はどうすればよいですか。	修正する場合は二重線で訂正し、訂正印を押してください。なお、金額の訂正はできませんので、提出し直しとなります。
17-2	消せるボールペンを使用してもよいですか。	消せるボールペンや修正テープ等は使用できません。
17-3	昭和56年6月以降の住宅に対する耐震改修補助はありませんか。	現時点では補助事業はありません。
17-4	予算があるかないかはどこでわかりますか。	建築指導課のHP上に残予算件数をアップしています。(10月頃～3月末まで)
17-5	家具の転倒防止や感震ブレーカー設置の補助金がありますか。	高知市地域防災推進課で補助金申請を受け付けています。 問い合わせ先：地域防災推進課（電話：088-823-9040）
17-6	リバース60（耐震改修利子補給制度）を利用して耐震改修工事補助をしたいのですが。	補助金交付申請前にご相談ください。なお、利用する場合、耐震改修工事補助金の上限は675,000円となります。
17-7	増築やリフォームも同時に行うため建築確認申請の手続が必要ですが、住宅耐震改修補助金の申請に確認済証の添付は必要ですか。	添付は不要ですが、内容確認のためにお問い合わせをする場合があります。
17-8	国や県の他の補助金と併用できますか。	耐震改修工事に係る部分でなければ併用可能です。詳細は、それぞれの担当機関へお問い合わせください。 例：こうちの木の住まいづくり助成金、住宅の省エネルギー補助金等